

家庭生ごみを 食品リサイクル法の 対象に

食品リサイクル法は、食品関連事業者から排出される食品廃棄物の再生利用等を促進するための法律で、一般家庭の生ごみは対象外です。しかし、家庭生ごみの再生利用を促進するためには、家庭生ごみも法の対象とすることが必要であり、その法整備に取り組んでいる有機農業推進議員連盟事務局長のツルネン マルテイさん（民主党参議院副幹事長。フィンランドに生まれ、日本に帰化）を講師に招いての講演会が、5月22日にNPO法人 有機農産物普及・堆肥化推進協会の主催で開催されました。以下、講演の要旨です。

～目的は
有機農業に活かすこと～

ごみ・環境ビジョン21理事 小野寺 勲

食品リサイクル法改正案の概要

1 市町村基本計画の策定

市町村が、家庭から排出される生ごみなどの食品循環資源を再生利用しようとするときは、それに関する基本計画（市町村基本計画）を定めなければならない。

2 市町村による分別収集

市町村は、市町村基本計画を定めたときは、食品廃棄物等の分別収集に関する計画（市町村分別収集計画）を定め、これに従って食品廃棄物等を分別収集しなければならない。

家庭など食品廃棄物等を排出する者は、市町村の定める基準に従い、食品廃棄物等を適正に分別、保管、排出しなければならない。

3 市町村による再生利用

市町村は、市町村分別収集計画を定めるときは、分別収集した食品循環資源の再生利用の実施及びこれにより得られた肥飼料等の利用に関する計画（市町村再生利用計画）を併せて定め、これに従って分別収集した食品循環資源を再生利用しなければならない。

4 再生利用施設の整備への国庫補助

国は、食品循環資源の再生利用をするための施設の整備につき、市町村が支出する費用の一部を補助することができる。

5 再生利用施設の整備への特別な助成

国は、食品循環資源の再生利用をするための施設の整備に必要な資金の融通またはそのあつせんに努めるものとする。

食品リサイクルの現状

2006年度の食品廃棄物の排出量は、環境省の試算によると、食品製造業からの産業廃棄物で301万トン、食品流通業や外食産業からの事業系一般廃棄物で542万トン、一般家庭からの家庭系一般廃棄物で1,045万トン、合計1,888万トンあり、家庭系食品廃棄物が全体の55%を占めています。

そのうち、再生利用量（率）は、産業廃棄物で259万トン（86%）、事業系一般廃棄物で211万トン（39%）となっているのに対し、家庭系一般廃棄物では52万トン（5%）と、ごく一部にすぎません。

食品リサイクル法改正に向けて

食品リサイクル法（2000年制定・2007年改正）は、2012年に改正される予定ですが、超党派の衆参両院議員165名でつくる有機農業推進議員連盟では、それに先立ち、今年の秋～年末に議員立法として改正案を国会に提出したいと考えています。

改正案は、意欲ある市町村による家庭生ごみの再生利用を促進するため、現行法の既存部分はそのままに、新たに市町村の再生利用の実施に関する事項や市町村への財政措置などを追加するものです。

ハードルの高い都市部はさておき、できる地域から取り組みに拍車がかかることが期待されます。